

-----  
**規 則**  
-----

高知県特定商取引に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第108号**

**高知県特定商取引に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

高知県特定商取引に関する法律施行細則（平成12年高知県規則第117号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別記様式のとおり」を「別記様式によるもの」に改める。

別記様式中「写真はり付け箇所」を「写真貼り付け箇所」に、「による立入検査をする」を「により立入検査をする」に改め、同様式（裏面）中「若しくは業務提供誘引販売業を行う者」を「、業務提供誘引販売業を行う者若しくは購入業者」に、「前項において読み替えて」を「前項において」に、「規定を第6項において読み替えて」を「規定を第6項において」に、「第66条第1項（同条第6項において読み替えて）」を「第66条第1項（同条第6項において）」に、「第70条第1号又は前3条」を「第70条又は第70条の3から前条まで」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。